

令和6年度
「バイオ関連産業振興支援委託業務」
企画提案募集要項

令和6年2月
沖縄県商工労働部ものづくり振興課

企画提案募集要項

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

バイオ関連産業振興支援事業委託業務（R6）

(2) 業務概要

本県では「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に基づき、インキュベーション施設等の整備や健康・医療分野の研究開発支援などを推進し、バイオ関連企業を集積・支援してきた。しかし、事業化までに相当な期間を要することから企業の売上げ等、県経済に大きな効果を生み出すまでには至っていない。また、当該分野においては、大学等から創出されたシーズを元に大学の研究者が起業者となり事業化を目指すケースが多いため、資金調達や経営戦略等の経営面で苦慮することが多く、事業化又は事業拡大にあたっての大きな課題のひとつとなっている。

そのため、本事業においては、県内外の関係機関と連携し、人材・投資等を呼び込む沖縄バイオコミュニティを運営するほか、県内バイオ関連企業等の研究成果の事業化・事業拡大等を行うため、資金調達、人材の確保及び育成、販路開拓等の課題解決支援を行う。

※沖縄バイオコミュニティとは

県内の産学官金の様々な関係機関（82 機関：R5.12 月時点）が連携し、事業化促進や事業拡大等に向けて、地域全体のコミュニティを形成し課題解決に取り組むもの。

(3) 委託業務の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 19 日まで

本事業は最長 4 年（令和 6 年度～令和 9 年度）の実施を予定しており、事業実施状況（目標に対する達成状況）の評価に基づき継続の可否について審査を行い、契約が継続する場合がある。

ただし、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

また、令和 7 年度以降の実施についても同様に、県の予算成立が前提となるため、4 年間の事業実施を保証するものではない。

(4) 予算上限額（令和6年度）

33,648,000円（消費税含む）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは一致しない場合がある。

2 応募に係る事業内容

- (1) 沖縄バイオコミュニティ事務局の運営
- (2) 事業化促進・事業拡大に向けたマッチング支援
- (3) 県内バイオ関連企業等への経営支援（ハンズオン支援）
- (4) 人材育成プログラム（経営ノウハウ等）の実施
- (5) その他

※詳細は「企画提案仕様書」のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本店または主たる事務所を置く法人であること。または、県内に本店または主たる事務所を有する法人が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者（幹事法人）が応募申請すること。

イ 共同企業体の構成員間において協定を締結すること。

ウ 共同企業体を構成する事業者はすべて法人であること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(2)の要件を満たすこと。

オ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

キ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- (2) 本業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たすこと。

ア バイオ関連企業等が抱える資金調達、販路開拓、人材確保等の様々な課題に対して、多様な支援を提案できる高い知見を有すること

イ 金融機関・ベンチャーキャピタル等の資金調達先や、販路先となる大手企業等との幅広いネットワークを有すること

ウ 事業を効率的に遂行するために必要とされる事業管理能力を有すること

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（下記参照）

- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- (5) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。

- (6) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。
- (7) 提案者及びその一部が次の(ア)～(オ)のいずれにも該当しない者であること。
- (ア)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (イ)役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (ウ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (エ)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

(※)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

4 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等は、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出すること。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けない。

ア 提出期限 令和 6 年 3 月 11 日（月）17:00 必着

イ 送付先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 翁長（オナガ）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 8 階

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式9】を電子メール又はFAXによって提出すること。送付後は速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和6年3月4日(月) 15:00(厳守)

イ 提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 翁長(オナガ)

E-mail: aa055301@pref.okinawa.lg.jp FAX: 098-866-2447

※問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【質問】バイオ関連産業振興支援事業委託業務」とすること。

(3) 質問に対する回答は、令和6年3月7日(木)を目途に、沖縄県ホームページに掲載することとする。

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

ウ 法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

(令和6～9年度につき、年度毎に作成。予算総額は、令和6年度と同額とすること)

オ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

(令和6～9年度につき、年度毎に作成。)

カ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

キ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式8】

ケ 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

コ 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

サ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。

シ 労働保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)

ス 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)

セ 共同企業体の場合は、協定書を添付すること

※共同企業体の場合は、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スについて、共同企業体の構成員ごとに提出すること。

※社会保険に加入義務が無い場合、【様式8】誓約書に別途申出書【様式10】を添えること。

- (2) 提出部数 8部(正1部、副7部。また、ケからセについては、1部のみ提出すること。) 提出の際はフラットファイルに関係資料を編綴し、ア～セ毎にインデックスを作成すること。
- (3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。
なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

6 委託事業者の選定

(1) 審査方法

第一次審査としての3の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、応募資格を満たした提案のみを対象に、第二次審査(必要に応じてプレゼンテーション審査)として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案審査委員会において審査を行い選定する。

なお、当委員会は非公開で行われ、審査経過や審査に関する問い合わせには応じられない。

(2) 審査基準

第二次審査(書面審査含む)においては、以下の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

ア 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。

イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が優れており、成果目標等の達成に向け、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

ウ 貢献性

事業実施により、今後のバイオ産業振興への具体的な効果が見込めること。

エ 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次審査日程について(プレゼンテーション審査)

ア 日時：令和6年3月27日(水)13:15～15:00 予定

イ 場所：沖縄県南部合同庁舎 7階会議室

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 審査会場への入場者は3名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

※WEB開催となる可能性もある。

(4) 結果の通知

各審査結果は県より個別に電子メールで通知し、追って書面にて通知する。なお、最終審査結果は令和6年4月以降に通知する。

7 スケジュール（予定）

スケジュールは、以下のとおり予定しているが、変更することもあり得る。

令和6年	3月4日（月）	15時	応募に係る質問×切
令和6年	3月7日（木）		応募に係る回答（県ホームページにて掲載）
令和6年	3月11日（月）	17時	応募書類提出×切（必着）
令和6年	3月18日（月）		一次審査結果通知
令和6年	3月27日（水）	13時15分～	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和6年	4月以降		採択結果通知・契約・事業開始

8 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(2) 契約の方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する

資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
使用料および賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）
III. 再委託費	県との取り決めにおいて、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、その一部を委託するのに必要な経費。

	<p>※再委託の条件等については、「(注意) 再委託に関する制限について」を参照すること</p> <p>※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。</p> <p>例：ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等</p>
IV. 一般管理費	<p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p> <p>（I. 人件費+II. 事業費の10%を上限とする（小数点以下切り捨て。））</p>

※（注意）再委託に関する制限について

<p>①（一括再委託の禁止等）</p> <p>契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。</p> <p>ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。</p> <p>②（再委託の相手方の制限）</p> <p>○契約の主たる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の50%を超える業務 ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務 ・契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務 <p>※本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。</p> <p>③（再委託の範囲）</p> <p>本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務内容のうち、「企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務」以外の業務と認められるもの。 ○資料の収集・整理・複写・印刷・製本等の「簡易な業務」 <p>④（再委託の承認）</p> <p>契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。</p> <p>ただし、③に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

10 その他留意事項

(1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(4) 選定にあたっては、提案内容を総合的に審査し決定する。このため、業務の実施にあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(5) 共同企業体で採択された場合は、契約前に企業等の中で、共同実施に係る協定等を契約までに締結すること。

(6) 受託事業者は、沖縄県知事が委託事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 担当：翁長（オナガ）

電話番号：098-866-2337 FAX 番号：098-866-2447

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp